

三方地区 地域計画

策定年月日	令和6年12月13日
更新年月日	
目標年度	令和17年度
市町村名(市町村コード)	若狭町(501)
地域名(地域内農業集落名)	三方地区 (三方、気山、鳥浜、向笠、田名、佐古、北前川、南前川、藤井、相田)

1 理念・基本方針

[理念]

三方の水は山からの恵み、その清らかな水は田に潤いを与え農の心を豊かにする。
水と緑の自然と共生する三方の農村。

[基本方針]

- 1) 三方五湖・水田・山の自然環境に恵まれた三方地区の豊かな農村景観を保全する。
- 2) 担い手と多様な担い手が一体となり、地域農業の継続と共に新たな農業者を育成する。
- 3) 水田耕作・梅栽培・家庭菜園等により、豊かな農村集落を維持する。
- 4) 水源の少ない地域であり、はす川の水を大切に環境にやさしい農業を促進する。
- 5) SDGsの理念に基づき、誰一人取り残さずに「幸せ」を実感できる農村を目指す。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。

2 地域における農業の将来の在り方

1) 地域農業の現状と課題

- ・ 担い手農家への集積率がR5で約70%であり、アンケート調査では多様な担い手の離農が更に進みつつあり、農家数が減少して集落維持機能が低下している。
- ・ 規模拡大の限界の担い手農家もあり、今後担い手農家自身の離農が懸念され、耕作者不足となり不耕作田の増加が懸念される。
- ・ S60に完了した圃場整備から40年が経過しており、全域に深みがあり再度水田基盤整備が必須となっている。
- ・ 水源はハス川一本であり、100%フィードバックした水に頼っており、水不足や電気代高騰に窮している。
- ・ 地区全域の山裾に獣害防止のフェンス柵が設置してあるが、山や川からの侵入により獣害の発生が完全に防止できず、作物・畦畔等獣害が多発している。
- ・ 集落農業形態の担い手農家が26経営体が営農しているが、役員の高齢化に伴い円滑に継承ができるか不透明な現状である。

- ・ 担い手農家と地権者との契約で賃料が決定されているが、個々での契約であるため金額がバラバラとなっている。担い手農家では地区内で統一すべきとの要請がある。
- ・ 担い手農家は規模拡大に伴い草刈り作業が過重となっている。水田の景観維持のために適正な時期に草刈りを実施する必要があるが、集落単位の草刈り活動では限界があるため、地区全体での組織化による草刈りの要請がある。
- ・ 有機農業は一部の生産者により栽培されているが、慣行栽培者との共生意識は低い。
- ・ 多くの担い手農家では梅栽培と水稻栽培の複合経営を精力的に取り組んでいる。

[基礎的データ]

農業者	(担い手農家) 26経営体 (多様な担い手農家) 360経営体
水田面積	287.6ha
集積率	65.38% (R5)
主要作物	水稻・果樹(梅)

2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻栽培を主軸として、梅栽培も促進していく。
- ・ 水稻のみに限らず米粉などの多様な活用方法を推進し、米の需要促進を図る。
- ・ 担い手農家への集積率を95%程度とし、多様な担い手農家の離農を抑制し、適正な農村集落機能を維持していく。
- ・ 早期に全域の水利施設整備と水田基盤整備を実施していく。
- ・ 獣害柵の補修・更新を促進するとともに、獣害の防止に努め耕作放棄地を無くしていく。
- ・ 集落営農形態の人員確保に努め、経営体の関係者間で連携を検討していく。
- ・ 利用権設定の賃料を水利費相当額で地区内を統一し、水田の集約(交換)化を促進する。
- ・ 地区内の水田を適正な景観とするために、集落単位の活動と連携しながら、社団法人を設立し地区全体の水田の草刈りを実施していく。
- ・ 水田の減農薬減化学肥料栽培や有機栽培に関しては区域を設けて推進する。
- ・ 新規就農者を支援する仕組みを検討する。
- ・ 春から夏にかけてコウノトリ、秋から冬にかけてコハクチョウやオオハクチョウが飛来して、町内外の人に親しまれており、これを維持出来る環境にしていく。
- ・ 次代を担う子どもたちへ農業体験の場を用意し、食育の推進に努める。

3 農業上の利用が行われる農用地等の区域

1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	465.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	415.2ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積	50.5 ha

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・ 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

4 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 担い手農家の耕作田は、効率的農作業のためには農道を挟み1ha以上の団地化を進める。
- ・ 多様な担い手農家の耕作田は現況の通りとし、担い手農家耕作田を100%団地化する。
- ・ 離農する担い手・多様な担い手農家の耕作田は、担い手農家に集積する。

2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域全体の水田を農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の経営意向により段階的に集約化を進める。

3) 水田基盤整備事業への取り組み

① ハス川土地改良区水田整備事業

A=547.9ha 地権者数=1,033名

中間管理機構関連基盤整備事業 ---理事会で町・県に要望を決定(R 6 年)

② 水利施設の更新事業

A=547.9ha 地権者数=1,033名

水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型) --町・県に要望書を提出(R6年3・6月)
R7年度中に計画調査を要望

③ 田んぼダム

- ・ ハス川下流域の洪水被害防止効果を発揮(洪水を水田に一時貯留)する田んぼダムをハス川上流で促進する。

④ 獣害対策事業

- ・ 山裾にある獣害柵の適正な維持管理を継続し、損傷した柵の更新を実施していく。
- ・ 河川に潜む害獣対策として、関係機関に浚渫や伐採の要望を定期的に行う。

4) 多様な担い手農家の継続方針

- ・ 耕作意向調査等により、農家の離農の意向がある場合、農業委員を通じて町や中間管理機構に気軽に相談できる環境を構築し、耕作放棄地を無くすよう努める。
- ・ 地区内の担い手農家への作業委託や農業機械の共同利用組織の支援を進め、農業機械のレンタル支援を関係者と検討する。
- ・ 多くの人が土に親しむ機会の創出や耕作放棄地の有効活用のために三方地区家庭菜園グループの発足を協議する。

5) その他課題と対応方針

① 賃料の統一化

- ・ 担い手農家間の耕作田の交換による集約化を円滑化するために、地権者など関係者と協議していく。
- ・ 水利費の耕作者負担は、土地改良区と協議する。

② 地区の草刈り隊の組織化

- ・ 担い手農家が過重となっている草刈り作業について、地域全体で支援する組織を検討していく。
- ・ 耕作放棄地の除草も行えるよう多面的機能活動組織と連携を図っていく。

③ 担い手農家の連携組織

- ・ 農業機械の共同利用・資材の共同購入・農産物の販売など、連携できる組織体を整備できるように関係者と協議していく。

5 地域計画(案)策定協議の経緯

	年	月	日	意見交換会・協議会	備 考
1	6	2	21	担い手農家との意見交換会 ①	22人
2	6	2	29	多様な担い手農家との意見交換会	27人
3	6	3	15	農業を考える会 ①	12人
4	6	7	17	農業を考える会 ②	12人
5	6	7	29	事務局打合せ	5人
6	6	9	26	農業を考える会 ③	11人
7	6	11	28	意見交換会・協議会	
				地域計画策定協議会	13人(福井県嶺南振興局二州農林部・農業経営支援部・福井県農協嶺南営・ふくい農林水産支援センター・農経済センター・若狭町農業委員会・若狭町産業振興課)